

健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る解釈の明確化

(令和5年5月10日 厚生労働省保険局保険課長通知 保保発0510第3号)

規制改革の内容

特例措置前

健康保険の被保険者等記号・番号等については、プライバシー保護の観点から、健康保険事業等の遂行のため必要がある場合を除き、告知を求めることを禁止している

特例措置(取扱いの明確化)

- ① 保険者から委託を受けたPHR事業者は、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合は、医療保険各法の理念に照らして整合的である場合には、被保険者等記号・番号等の告知を求めることが可能
- ② 地方公共団体が、自らが保険者である国民健康保険に加入している住民だけでなく、それ以外の被用者保険に加入している住民に対しても、その各個人のデータを被保険者等記号・番号等を利用して紐づけることでデータベースを構築することは、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行等のために必要がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求制限の対象外

効果

被保険者等記号・番号等をキーとした健康医療情報の一意化により、健康医療情報のデータ共有・連携を促進

規制改革の概要

【医療情報連携のイメージ】

